

## 西部野球場使用料（令和4年7月1日改正 ※改正箇所を赤字で表示しています）

時間区分		午前7時から午後9時まで
使用区分 スポーツのため 使用する場合	学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に定める学校をいう。以下同じ。）	2時間まで880円 2時間を超える1時間ごとに440円
	学校以外	2時間まで1,760円 2時間を超える1時間ごとに880円

## 西部テニスコート使用料（令和4年7月1日改正 ※改正箇所を赤字で表示しています）

時間区分		午前9時から午後5時まで
学校 1面につき		2時間まで330円 2時間を超える2時間ごとに330円
学校以外 1面につき		2時間まで660円 2時間を超える2時間ごとに660円
一般公開日における 個人の使用の場合	中学生以下	2時間まで50円 2時間を超える2時間ごとに50円
	高校生及び一般	2時間まで160円 2時間を超える2時間ごとに160円

### 備考

- 土曜日、日曜日及び休日の使用料は、この表に定める使用料に当該使用料の20パーセントに相当する額を加算した額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、一般公開日における個人の使用の場合については、この限りでない。
- 使用時間が時間区分の2分の1以内の時間である場合の使用料は、この表に定める使用料の2分の1の額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。
- 時間区分を超えて使用した場合（一般公開日における個人の使用の場合を除く。）のその超えた時間の使用料は、この表に定める使用料の4分の1の額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）に、その超えて使用した時間を乗じて得た額とする。この場合において、1時間に満たない時間は、これを1時間とみなして計算するものとする。
- 使用の準備又は原状回復のためにテニスコートを使用する場合の使用料は、この表に定める使用料の3分の1の額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。
- 時間区分外に使用する場合の使用料は、この表に定める使用料の2分の1の額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、一般公開日における個人の使用の場合には、この表に定める使用料とする。
- 使用時間が1時間に満たない時間は、これを1時間とみなす。
- 心身障がい者団体がスポーツのため使用する場合の使用料は、使用区分の学校を適用して算定した額とする。
- 市外の者が使用する場合（一般公開日における個人の使用の場合を除く。）の使用料は、この表により計算した使用料の額に1.5を乗じて得た額とする。

## 市立西部野球場及び西部テニスコート設備器具使用料

使用区分及び設備器具の名称		時間区分
		午前7時から午後9時まで
照明設備（西部野球場に限る。）	1時間につき	4,400円

### 備考

照明設備の使用時間が1時間に満たない時間は、1時間とみなす。

※施設の備品などを使用する場合、品目ごとに使用料が決められています。詳細は施設までおたずねください。